

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 機構の組織体制については、業務の効果的実施等の観点から、適宜弾力的に見直すこと。 2 一般管理費などの経費（人件費のうち退職手当に係る経費を除く。）については効率的な利用に努め、中期目標の期間の最後の事業年度において、平成14年度と比べて、13％程度の額を節減すること。 また、業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。）については、毎年度1％以上の額を節減すること。 3 機構が行う障害者の雇用に関する技術的事項に関する研究、調査、講習の事業、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の事業については、障害者雇用調整金、報奨金及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の支給に支障をきたさないように、その事業規模について配慮すること。 4 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対しての給付金、障害者雇用納付金制度及び障害者雇用継続援助事業に基づく助成金の支給業務については、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化、審査能力の向上等により、中期目標の最終年度には、1件当たりの平均処理期間（支給申請の受付から支給決定までの期間）を10％短縮すること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効果的な業務運営体制の確立 機構の組織体制については、業務の効果的実施等の観点から、適宜見直しを行う。 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 一般管理費などの経費（人件費のうち退職手当に係る経費を除く。）については効率的な利用に努め、人件費の抑制や施設管理費等の縮減により、中期目標の期間の最後の事業年度において、平成14年度と比べて13％程度の額を節減する。 また、業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。）については、毎年度1％以上の額を節減する。 3 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業については、障害者雇用調整金、報奨金及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の支給に支障が生じないよう、その事業規模に配慮する。 4 給付金及び助成金業務の効率化 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対しての給付金、障害者雇用納付金制度及び障害者雇用継続援助事業に基づく助成金の支給業務については、支給申請の際のトラブル防止のため、事業主等に対して、支給申請書等の記入方法等の教示など事前相談を行うとともに、申請から支給決定までの期間等について十分な説明を行う。また、適正支給の観点に留意しつつ、事務手続きの効率化を図るとともに、給付金及び助成金の支給業務の一部を委託する公益法人（以下給付金受付業務を委託する公益法人を「地方高齢法人」、助成金受付業務を委託する公益法人を「地方障害法人」という。）における申請内容の確認の強化、審査能力の向上等を図るため、①申請様式の簡略化、添付書類の簡素化等による合理化の推進、②事業主に分かりやすい資料の作成配布、③手続等の周知徹底に関する会議を定期的に設け、委託先の公益法人の助成金担当者の質の向上を図る等の取組を行い、中期目標の最終年度には、1件当たりの平均処理期間（支給申請の受付から支給決定までの期間）を10％短縮する。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効果的な業務運営体制の確立 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）の設立時に主たる事務所の所在地（竹芝）とは別の場所（大手町）に所在していた高齢者事業本部を竹芝に移転するなど、機構業務の効果的実施等を図る。 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 一般管理費などの経費（人件費のうち退職手当に係る経費を除く。）については、節電・節水による省資源、省エネルギーに努めるなどの経費節減に向けた日常的取組の推進に努めるほか、事業の契約に当たって仕様書の見直し等を行うとともに、競争入札の積極的な実施等に努めることにより、経費節減を行う。 また、業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等を除く。）については、前年度に比べ1％以上の額を節減する。 3 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業については、障害者雇用調整金、報奨金及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の支給に支障が生じないよう、その事業規模に配慮する。 4 給付金及び助成金業務の効率化 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対しての給付金、障害者雇用納付金制度及び障害者雇用継続援助事業に基づく助成金の支給業務については、1件当たりの平均処理期間（支給申請の受付から支給決定までの期間）の短縮に向け、次の措置を講ずる。 ① 給付金及び助成金の種類ごとに作成したパンフレットを配布し、事業主に対し給付金及び助成金の支給要件及び手続等を周知する。 ② 申請様式及び添付書類の整理・簡素化を行う等により支給申請手続の効率化を図るとともに、給付金の種類ごとに定めた支給要領を作成し、業務担当者に利用しやすいものとする。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効果的な業務運営体制の確立 (1) 本部組織について、主たる事務所（竹芝）とは別の場所（大手町）に所在していた高齢者事業本部（業務部、高齢者助成部、情報研究部）を竹芝の同一建物に移転し、組織の一体的な運営と機構業務の効果的実施を図った。 (2) 地方組織について、当機構の業務運営の一層の効率化のため、7ヶ所の駐在事務所のうち札幌、広島事務所と5ヶ所の障害者雇用情報センターを廃止することとし、平成17年4月より、存続する5ヶ所の駐在事務所で業務実施することとした。 2 業務運営の効率化に伴う経費の節減等 (1) 一般管理費などの経費については、前年度から引き続き、役職員に対し経費節減に関する意識の徹底を図り、省資源・省エネルギーに努めた結果、平成15年度と比較して、本部における電気、ガス料金及び水道料金について約6％の削減を図ることが出来た。また、人件費の抑制により節減を図った。 (2) 事業の契約においては、経費削減を念頭に置いた仕様書の見直しを徹底するとともに、複数契約の一元化による競争入札の実施等、更なる競争効果の向上を図り、経費節減に努めた。削減事例としては、障害者職業総合センターにおける清掃業務について、2社委託を一元化するとともに、清掃回数等の徹底的な見直しを行うことにより前年度に比べ約12％の削減を図ったこと等がある。 (3) 業務経費の執行管理においては、効率的執行及び経費節減の観点からヒアリング等による調整を行い、事業の見直し等を図ることにより、地域障害者職業センターにおける通信運搬費及び光熱水料の節減や、事業広告及び印刷物等の仕様の見直し等による経費節減等を実施した。 3 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発事業の執行については、障害者雇用調整金、報奨金及び障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給状況を把握しつつ、これらの支給に支障が生じないよう、事業規模について適宜配慮しながら行った。 4 給付金及び助成金業務の効率化の実施概要 支給業務の平均処理期間の一層の短縮に向けて、次の措置を講じた。 ① パンフレット、リーフレットの作成 給付金・助成金の種類ごとにパンフレット等を作成し、事業主に配布したほか、地方法人の窓口及び各種会議等において事業主に対し支給要件及び手続き等の説明を行い、誤申請の防止、審査の効率化を図った。 ② 支給申請手続の効率化 支給手続きの効率化に資するため、事業主に対して誤解を生じさせることのないよう、助成金の支給要件をより明確化する等の支給要領の一部改正（施行日：17年4月1日）を行った。 また、次の申請様式、添付書類等について簡素化等の措置を講じた。 ・給付金の「支給申請の手引」に申請から支給決定までの流れ図の掲載 ・提出代行者の入力用申請分の押印省略 ・「継続雇用定着促進助成金」の入力作業の見直し及び支給決定に係る電子帳票化等を図るための検討 ・助成金の誤記載防止のため申請書等の「記入上の注意等」の見直し ・地方高齢法人から機構への早期送付の徹底及び地方障害法人から機構あての送付方法の改善 ・給付金・助成金の1件当たりの平均処理期間 77.0日（平成14年度 93.2日）

中期目標		中期計画		平成１６年度計画		平成１６年度の業務の実績	
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
１ 関係者のニーズ等の把握 事業主団体、障害者団体等と情報交換を行うとともに、機構の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。		１ 関係者のニーズ等の把握 事業主団体、障害者団体等と情報交換を行うとともに、機構の業務に対する意見等を障害者、事業主、学識経験者等から聞く場を設定する。 ここでの意見も踏まえてニーズに即した業務運営を行うため、必要な措置を柔軟に実施する。		１ 関係者のニーズ等の把握 使用者、労働者及び障害者を代表する者並びに学識経験を有する者により構成される評議員会を開催し、情報交換を行うほか、機構の業務に対する意見等を伺い、ニーズに即した業務運営を図る。		１ 関係者のニーズ等の把握 使用者代表、労働者代表、障害者代表及び学識経験者（各分野５名ずつ、計20名）からなる評議員会を開催し、関係者のニーズを把握し、業務に反映した。 ① 開催日 平成16年７月28日 ② 概 要 平成16年度計画に基づく業務運営を説明し、機構の業務に対する要望等について意見交換を行った。 ③ 参加者 評議員 18名、機構 役員等	
２ 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実等 適正な業務の推進に資するため業績評価を行い、業務運営に反映する。 さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的、かつ分かりやすく公表すること。		２ 業績評価の実施及び公表に関する業務内容の充実等 適正な業務の推進に資するため業績評価を行い、業務運営に反映する。 さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的、かつ分かりやすく公表する。		２ 業績評価の実施及び公表に関する業務内容の充実等 適正な業務の推進に資するため、内部の検討に加え、外部の学識経験者により構成される外部評価委員会において、１５年度の業務について業績評価を行い、その結果を業務運営に反映する。 さらに、機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的、かつ分かりやすく公表する。		２ 業績評価の実施及び公表に関する業務内容の充実等 (1)厳格な評価の実施 業績評価実施規程に基づき、平成16年度の業務実績について厳格な評価を実施した。 この評価結果を受け、効率化及び顧客本位の業務改善への対応方針を定めるとともに、PDCAサイクルの徹底を図った。 イ 進捗状況の把握（第２四半期末、第３四半期末） ロ 内部評価委員会（11回） 外部評価委員会（職業リハビリテーション専門部会を含む）（４回） ハ H16年度以降の業務への評価結果の反映	
３ 高年齢者等や障害者の雇用情報等の提供 高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報をホームページにおいて公表し、高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図ること。		３ 高年齢者等や障害者の雇用情報等の提供 機構において収集した高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報については、事業主等に対し、広く利用されるようインターネット上のホームページに公表し、利用者ニーズの把握や定期的な内容の更新等に努めつつ、当該ホームページへの年間アクセス件数が１，０００，０００件以上となるようにする。		３ 高年齢者等や障害者の雇用情報等の提供 機構において収集した高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報については、事業主等に対し、広く利用されるようインターネット上のホームページに公表し、当該ホームページへの年間アクセス件数が１，０００，０００件以上となるようにする。		３ 高年齢者等や障害者の雇用情報等の提供 ① アクセス件数 2,502,737件 ② 取組事項 ・的確・有用なデータの提供 マニュアル等コンテンツの充実とデータ提供形式の工夫 リンク情報のリンク切れチェックシステムの構築 ・定期更新（月２回）の他、随時更新に対応（月平均更新回数６回） ・情報アクセシビリティの確保・向上 J I S規格（高齢者・障害者等配慮設計指針（JISX8 3 4 1－3）に基づくウェブ・アクセシビリティ診断の実施と問題点の修正対応 Webアクセシビリティ支援ツール「ZoomSight」（表示サイズ変更、画面カラー変更、音声読み上げ、ルビ振りを可能にするソフト）の導入 ・メールでの問い合わせに対する迅速対応	
（資料１）		（資料２）		（資料３） （資料４）			
（資料２）		（資料３） （資料４）					
（資料３） （資料４）							
評価の視点		自己評定		A		評定	
第２ １ 関係者のニーズ等の把握 ・関係団体等と情報交換を行うとともに、機構の業務に関する意見等を聞くことにより、関係者のニーズ等を的確に把握し、把握したニーズを柔軟に反映していたか。		（理由及び特記事項） ・７月に評議員会を開催し、関係者と情報交換を行うとともに、16年度機構の業務に対する意見等を伺い、必要な措置を実施するよう努めた。具体的には、機構ホームページに高年齢者を対象としたページを設けたこと、また啓発業務について効果的な実施に努めたこと、などに反映されている。		（理由及び特記事項） ・ 17年度以降も継続し更なる向上を期待する。 ・ 外部評価制度を導入した。 ・ 成果が認められる。 ・ 情報提供を工夫している。 ・ ホームページを改善し、メールでの問い合わせに対し迅速に対応した。			

高齢・障害者雇用支援機構評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成１６年度計画	平成１６年度の業務の実績
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ４ 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項 高年齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、法律の目的に則り、適正かつ効率的な運営を図ること。 (1) 給付金の支給申請事業主等の利便性を図るため、支給要件、助成額、申請窓口等をホームページ等で公開すること。	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ４ 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項 高年齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、その政策目的に則り、適正かつ効率的な運営を図る。 (1) 事業主等に対する制度の周知・広報 ① 事業主等の利便性を図るため、機構において支給する各種給付金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支給要件等に変更があった場合は当該変更が確定した日から、７日以内にホームページ等で公開する。また、機構において支給事務を行う助成金以外ののものであっても、高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等と関連性を有する助成金については、併せてその内容について情報提供を行う。 ② 重点的に周知・広報を行うべきと認められる給付金については予算の範囲内で、新聞広告、一般誌の広告等を活用して周知を図る。 ③ 各種給付金のパンフレットや支給申請の手引等を作成し、地方高齢法人の事務所において配布するとともに、職業安定機関その他の関係機関における配布など連携を図る。 (2) 適正な支給業務の実施 ① 適切な支給事務を行うため、機構と地方高齢法人は、給付金業務担当者会議を少なくとも年１回開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行い、密接な連携を図る。	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ４ 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項 高年齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、その政策目的に則り、適正かつ効率的な運営を図る。 (1) 事業主等に対する制度の周知・広報 ① 事業主等の利便性を図るため、機構において支給する各種給付金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支給要件等に変更があった場合は当該変更が確定した日から、７日以内にホームページ等で公開する。また、機構において支給事務を行う助成金以外ののものであっても、高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等と関連性を有する助成金については、併せてその内容について情報提供を行う。 ② 「高年齢者等共同就業機会創出助成金」については、予算の範囲内で、新聞広告、一般誌の広告等を活用して周知を図るとともに、利用状況の把握のためのアンケート調査等の実施、事業定着のための好事例の収集・提供等を行う。 ③ 各種給付金のパンフレットや支給申請の手引等を作成し、機構の業務委託を受けて支給事務を行う地方高齢法人の事務所において配布するとともに、職業安定機関その他の関係機関における配布など連携を図る。 (2) 適正な支給業務の実施 ① 適切な支給事務を行うため、機構と地方高齢法人は、給付金業務担当者会議と給付調査員（不正受給防止担当）会議を５月下旬から６月上旬に開催するとともに、給付金業務担当者地区別研修会を９月に開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行い、密接な連携を図る。	４ 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項 (1) 事業主等に対する制度の周知・広報 ① 事業主等に対する情報提供 ・機構が事務手続きを行う給付金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等のほか、機構以外が取扱う助成金（「緊急雇用創出特別奨励金」「不良債権処理就業支援特別奨励金」等）及び関係他団体に関する情報をホームページに掲載した。 ・「継続雇用定着促進助成金の高齢短時間正社員制度」（４月１日付け新設）については、４月５日にホームページで掲載した。 ② 「高年齢者等共同就業機会創出助成金」の周知等 イ 制度の周知 主要５大紙全国版、その他労働新聞等の刊行紙に広告を掲載し周知を図った。（広告掲載16年４月、７月、11月、17年３月。） ロ 高年齢者等共同就業機会創出助成金活用状況等把握調査 ・調査 平成16年７月、調査対象787事業主、回収率52.1％ ・事業定着のための好事例を収集し、「事例集」を作成、創業事業主に配布した。 ハ 事業主の利便性の観点から、ナビダイヤルサービスを導入した。（７月） (資料５) (資料６) ③ 各種給付金のパンフレット・支給申請の手引等の作成、配布、職業安定機関等との連携 ・16年版のパンフレット及び支給申請の手引を作成し、地方高齢法人において事業主に配布した。高年齢者等共同就業機会創出助成金については、誤申請防止のため適用要件ごとに留意事項を記載したチラシを作成し、配布した。 ・継続雇用定着促進助成金の申請事業主のニーズ把握のためのアンケート調査を実施した。 ・職業安定機関との連携を図りつつ、職業安定機関あるいは商工団体などの開催する会議などで事業主に配布した。 (2) 適正な支給業務の実施 ① 給付金業務担当者会議等の開催 ・給付金業務担当者全国会議（５月27日） ・給付調査員（不正受給防止担当）等会議（６月８日） ・給付金業務地区別（６ブロック）担当者研修会（９月７日～21日） (資料７)

	② 不正受給防止を図るため、受給事業主等に対する必要な情報収集や実態調査等を実施する。また、不正受給が発生した場合は、再発防止の観点から、その原因を究明し、地方高齢法人及び都道府県労働局その他関係機関に対して適切な情報提供を行う。 ③ 機構及び地方高齢法人は、厚生労働省又は都道府県労働局等その他関係機関との間において、支給業務の問題点等に対する情報交換等を定期的に行う体制を確立し、適切な支給業務の実施を図る。	② 不正受給防止を図るため、機構と地方高齢法人に配置した給付調査員及び共同就業支援コンサルタントと連携して、受給事業主等に対する必要な情報収集や実態調査等を実施する。また、不正受給が発生した場合は、再発防止の観点から、その原因を究明し、地方高齢法人及び都道府県労働局その他関係機関に対して適切な情報提供を行う。 ③ 機構及び地方高齢法人は、厚生労働省又は都道府県労働局等その他関係機関との間において、支給業務の問題点等に対する情報交換等を定期的に行い、適切な支給業務の実施を図る。	② 不正受給防止を図るための情報収集や実地調査等の実施 イ 情報収集、実地調査等 ・地方高齢法人において、受給事業主等に対して事業所訪問調査を行った。 ロ 不正受給防止への対応 ・不正受給防止に係る情報収集報告書、実地調査報告書等による情報を取りまとめ、研修会等において活用した。 ・不正の疑いのある事案（「継続雇用定着促進助成金」）1件について、事業主への実態調査から添付書類の偽造等による虚偽の申請を確認し、支給決定を取り消し、返還通知を発出した（全額返還済み）。 ・再発防止の観点から、その原因を究明し、地方高齢法人及び都道府県労働局その他関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、給付調査員等会議において、各地方高齢法人に対して関係機関への情報提供の徹底について指導した。 （資料8） ③ 関係機関との定期的な情報交換の実施 ・機構及び地方高齢法人は、厚生労働省又は都道府県労働局等その他関係機関との間において、支給業務の問題点を踏まえ、適切な支給業務に関する情報交換等を行った。	
評価の視点	自己評定	A	評定	B
第2 4 (1) ①（事業主等に対する情報提供）	（理由及び特記事項） ・事業主の利便性の観点からホームページの構成を見直したほか、次の事項についてホームページで情報を提供した。 ①給付金の受付手続き期間の情報、②ナビダイヤルサービスの案内、③制度が終了する給付金の情報、④機構以外が取扱う関連する助成金の情報。 ・4月1日付け新設「継続雇用定着促進助成金の高齢短時間正社員制度」については、4月5日にホームページに掲載した。			（理由及び特記事項） ・計画通りに進んでいる。 ・アンケート調査、事業所訪問を実施した。 ・ホームページに支給要件変更を掲載した。 ・やるべきことややっているが、その効果が把握できない。 ・通常の業務の実施である。 ・全体的に目標を大きく上回っており、更に工夫を加えながら継続することを期待する。
・ホームページ等で利用者の利便性に立った情報提供をしたか。				
・提供する情報に変更があった場合、7日以内に修正していたか。				
第2 4 (1) ②（「高年齢者等共同就業機会創出助成金」の周知等）	（理由及び特記事項） ・高年齢者等共同就業機会創出助成金の活用状況のための調査を、7月に実施した。対象は787事業所（回収率52.1%）で、共同助成金支給後の経営状況や就業者の増減等の状況を把握した。また、事業定着のための代表的な好事例（9事例）を収集し、「事例集」を作成の上、地方高齢法人の窓口を通じて創業事業主等に対し提供を行った。			
・「高年齢者等共同就業機会創出助成金」について、利用状況の把握、好事例の収集・提供等をしたか。				
第2 4 (1) ③（各種給付金のパンフレット・支給申請の手引等の作成、配布、職業安定機関等との連携）	（理由及び特記事項） ・継続雇用定着促進助成金の事業所アンケート調査（11月実施）結果を踏まえ、パンフレットについて具体的な表現に変更するなど改善を図り作成の上、事業主等に配布した。 ・誤申請防止のため高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給対象経費に係る留意事項について新たに作成するとともに、設立時期によって要件が異なるため混同しないよう色分けしてチラシを作成、配布するなど窓口業務の充実を図った。			
・利用者の利便性に立ったわかりやすいパンフレットや手引等を作成し、事業主等に配布したか。				
第2 4 (2) ①（給付金業務担当者会議等の開催）	（理由及び特記事項） ・給付金業務担当者会議等を5月下旬から6月上旬に2回実施し、さらに適切な支給業務に向けた地方高齢法人との緊密な情報交換を行うとともに、不正受給に関して都道府県労働局を含めた関係機関に対し、適切な情報提供を行った。			
・地方高齢法人と密接な連携を図っていたか。				
第2 4 (2) ②（不正受給防止を図るための情報収集や実地調査等の実施）	（理由及び特記事項） ・不正受給防止担当の給付調査員等による情報収集並びに継続雇用定着促進助成金及び高年齢者等共同就業機会創出助成金の申請事業所等に対して、訪問による事業主面接及び事業活動の確認等実地調査を実施した。			
・不正受給防止を図るため情報収集及び実態調査等の措置を講じていたか。				

・不正受給が発生した場合は、原因を究明した上で、再発防止策に取り組んでいたか。 第2章 4 (1) ③ （関係機関との定期的な情報交換の実施） ・各種給付金について、都道府県労働局等その他関係機関との間において、支給業務の問題点等に対する情報交換等を定期的に行ったか。	・不正事案1件（240万円）（前年度2件）について、再発防止の観点から、把握した原因の分析に基づき、添付書類の署名捺印に係る確認を徹底するよう審査担当を指導した。 ・3年毎の地方協会への給付金業務指導により、不正受給防止等の取組、関係機関への連絡等の情報提供について指導するとともに、審査上の問題点に関して情報交換を行った。	
---	--	--

高齢・障害者雇用支援機構評価シート(4)

中期目標	中期計画	平成１６年度計画	平成１６年度の業務の実績
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者等の安定した雇用の確保、雇用管理改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るために、職業安定機関と連携しつつ、事業主等に対して必要な支援を実施すること。 (1) 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施 ６５歳までの安定した雇用の確保、高年齢者等の雇用管理改善及び再就職援助措置等の効果的な実施に資するため、高年齢者雇用アドバイザー等を活用して、執行の効率化を図りつつ、毎年度延べ３０，０００件（※）の事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助を行い、実施後はアンケート調査を実施し、雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価を概ね７０％以上得られるようにすること。 また、高年齢者雇用アドバイザー等の業務については、質の向上を図ること。 (※参考：１４年度実績延べ２８，５９０件)	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高年齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、事業主等に対する支援を職業安定機関と十分に連携しつつ、効果的に実施する。 (1) 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施 高年齢者雇用確保措置、高年齢者等の雇用管理改善、再就職援助措置等の実施については、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は雇用管理改善、再就職援助計画の作成等に取り組もうとする又は取り組む必要がある事業主に対し、高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助を実施する。 ① 事業主の取組を促進する際に課題となる賃金・退職金制度、人事管理制度等の見直し等について、高年齢者雇用アドバイザーが、事業主等に対して、ニーズの把握に努めつつ、適切な訪問計画を作成し、毎年度延べ３０，０００件（※）の訪問による相談・援助を計画的かつきめ細かく実施するとともに、高年齢者の継続雇用に当たっての条件整備に関する具体的な解決案を提案するなど企画立案の援助を積極的に実施する。実施後は、利用事業主等に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね７０％以上の利用事業主等から雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。 (※参考：１４年度実績延べ２８，５９０件) ② 高年齢者雇用アドバイザーが持っている企業診断ノウハウを補完するために開発された企業診断システムを利用して、訪問先企業内の高齢化の現状と経営者の考え方、継続雇用制度の制度化へ向けた企業での実態や課題等を把握することにより、相談・援助活動を効果的に実施する。このため、本システムの活用実績について毎年度１，５００回（※）を目指し、積極的な運用を図る。 (※参考：１４年度実績１，３３５回)	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高年齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、職業安定機関と十分に連携しつつ、事業主等に対する相談・援助、各種講習、調査研究、啓発広報活動等を効果的に実施する。 また、高年齢者等の雇用管理改善の一環として、新たに、「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業（エイジフリー・プロジェクト）」を実施する。 (1) 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施 定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は雇用管理改善、再就職援助計画の作成等に取り組もうとする又は取り組む必要がある事業主に対し、高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助を実施する。 ① 高年齢者雇用確保措置、エイジフリー・プロジェクト関連その他の高年齢者等の雇用管理改善については、事業主の取組を促進する際に課題となる賃金・退職金制度、人事管理制度等の見直し等について、高年齢者雇用アドバイザーが、事業主等に対して、３０，０００件以上の訪問による相談・援助を計画的かつきめ細かく実施する。 また、高年齢者の継続雇用に当たっての条件整備に関する具体的な解決案を提案するなど企画立案の援助を積極的に実施する。 相談・援助実施後は、利用事業主等に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね７０％以上の利用事業主等から雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。 ② 高年齢者雇用アドバイザーが持っている企業診断ノウハウを補完するために開発された企業診断システムを利用して、訪問先企業内の高齢化の現状と経営者の考え方、継続雇用制度の制度化へ向けた企業での実態や課題等を把握することにより、相談・援助活動を効果的に実施する。このため、本システムの活用実績について１，５００回を目指し、積極的な運用を図る。	５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 (1) 高年齢者雇用アドバイザー等による相談・援助等の実施 ① 高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助 ・相談・援助件数 ３０,９９７件 ・企画立案件数 ２３３件 高年齢法改正に関する情報の提供、及び企業実態に則した援助を具体的、継続的に実施するため、特に、高年齢者雇用確保措置の必要性・関心等が高い事業主に対し重点的に相談・援助を行った。 企画立案については、積極的な取組みを指示するとともに、好事例をフィードバックした。 ・アンケート調査（回収数１,８４８件） ○雇用管理の改善を進める上で、効果があった旨の回答割合 ９１.２％ ○うち「改善が進んだ」「改善に向けた検討が進んだ」「改善に向けた検討に着手した」旨の回答の割合 ３２.４％ ○効果がなかった旨回答した事業主の自由記述欄は、「会社の経営状況が悪い」「継続雇用を運用で実施している」「親会社の決定待ち」といった意見があった。 ○前回のアンケート調査結果については、地方高齢法人へフィードバックを行うとともに、今後より一層充実した相談援助を行うよう指導した。 (資料９) ② 企業診断システム ・５システムの運用実績 １,５３３回

	③ 高年齢者雇用アドバイザーのより一層の質の向上を図るため、活動実態の把握及び整理を行い、事業主の取組を促進する際に課題となる賃金・退職金制度、人事管理制度等の見直し等を実施している企業の好事例の提供や事例検討会等を実施するなど業務の活性化を図るための具体的方策を講ずる。 ④ 再就職援助措置については、周知・啓発を図るほか、その実施に係る相談・援助を計画的に実施し事業所訪問等による相談・援助を毎年度4 3 0 0件(※)行う。また、相談・援助実施後は、利用事業主等に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね7 0 %以上の利用事業主等から再就職援助措置を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。(※参考：1 4年度実績3, 9 0 4件) ⑤ 相談・援助活動から得られた事例等情報や再就職の支援などを実施している企業等の事例を積極的に収集・整理し、再就職支援の業務に資する。 ⑥ 社会の変化や事業主の経営環境の状態等に対応した相談・援助の技術の向上を図るため、高年齢者雇用アドバイザー等に対する実務研修等を実施する。	③ 高年齢者雇用アドバイザーのより一層の質の向上を図るため、活動実態の把握と事例検討会を行うとともに、継続雇用制度導入企業等における人事管理制度等を中心とする事例を収集・整理し、事例集等を作成するなどにより、業務の活性化を図る。 ④ 再就職援助措置については、周知・啓発を図るほか、再就職支援コンサルタントによる相談・援助を計画的に実施し、事業所訪問等による相談・援助を4, 3 0 0件行う。実施後は、利用事業主等に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね7 0 %以上の利用事業主等から再就職援助措置を進める上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。 ⑤ 再就職措置の実施に係る相談・援助の質的向上等を図るため、事業主による再就職援助措置に取り組む事例を収集・整理し、事例集等を作成する。 ⑥ 社会の変化や事業主の経営環境の状態等に対応した相談・援助の技術の向上を図るため、高年齢者雇用アドバイザー等に対する実務研修等を実施する。	③ 活動実態の把握、事例検討会等 ・アドバイザーの質の向上を図るため、定例業務報告により把握した活動実態をとりまとめ、効果的な取組み、好事例を地方高齢法人にフィードバックした。また、アドバイザー活動への利便性の視点から、業種・規模等に配慮しつつ、事例集を作成した。 ④ 再就職支援のための相談・援助 ・相談・援助件数 4,888件 ・再就職援助措置の実施の必要性が高いと見込まれる事業主を対象とした再就職援助措置の実施に向けた相談・援助を実施した。改正高齢法の施行に伴う対応として、「求職活動支援書」P R用のリーフレットを作成し周知に努めた。 ・アンケート調査（回収数288件） 再就職措置を進める上で効果があった旨の回答の割合 90.6%。 ○前回のアンケート調査結果については、地方高齢法人へフィードバックを行うとともに、今後より一層充実した相談援助を行うよう指導した。 ⑤ 事例の収集、作成 「再就職の実績について、効果のあった内容を掘り下げる」ため、定例業務報告により把握した活動実態をとりまとめ、効果的な取組み、好事例をフィードバックした。また、コンサルタント活動への利便性の視点から、業種・規模等に配慮しつつ、事例集を作成した。 ⑥ アドバイザー等に対する研修等 ・アドバイザーに対しては、改正高齢法の解説、効果的なアドバイザー活動等について専門的・技術的な研修を実施した。また、全国6ブロックにおいて 経験交流会を開催し、15年度アンケート結果を踏まえた、高齢者雇用の阻害要因等に対する事例検討を行った。 ・再就職支援コンサルタントに対しては、再就職措置の実施に係る相談・援助の質的向上を図るため、離職予定者に対する効果的な再就職支援、改正高齢法の解説等について研修を実施した。
(2) 高年齢者等の雇用に関する各種講習等の実施 高年齢者等の雇用問題についての認識と理解を深めるため、事業主等に対して、高年齢者雇用確保措置、高年齢者等の雇用管理改善、再就職援助措置の実施等高年齢者等の雇用に関する講習等を実施すること。	(2) 高年齢者等の雇用に関する各種講習等の実施 事業主、企業における高年齢者等の雇用の実務担当者等に対し、そのニーズの把握に努めつつ、高年齢者等の雇用に関して以下の講習等を毎年度合計6 4 0回以上(※)実施する。 (※参考：1 4年度実績3 3 4回) あわせて、中高年従業員研修に必要な助言・指導その他の援助を行う。 ① 企業経営者・事業主団体役員等を対象とした研修 企業の経営者層等に高齢化の進展とその対策高年齢者等の雇用創出の重要性企業としての責務等について理解と認識を深めてもらうとともに、職場環境及び雇用管理の改善に関する専門的な知識を深めてもらうため「高年齢者雇用管理研修」を実施する。 ② 高年齢者雇用推進者を対象とした講習 各事業所において選任された「高年齢者雇用推進者」を対象に、高年齢者等の雇用の好事例、地域別・産業別等の取組の実態などの情報提供及び意見交換等を行うことを目的に「高年齢者雇用推進者講習」を実施する。	(2) 高年齢者等の雇用に関する各種講習等の実施 事業主等の高年齢者等の雇用に関する理解と認識を高めるため、そのニーズの把握に努めつつ、以下の講習等を合計6 4 0回以上実施する。 あわせて、中高年従業員研修に必要な助言・指導その他の援助を行う。 ① 企業経営者・事業主団体役員等を対象とした研修 企業の経営者層等を対象に、高齢化の進展とその対策、高年齢者等の雇用創出の重要性、企業としての責務等について理解と認識を深めるとともに、職場環境及び雇用管理の改善に関する専門的な知識を深める「高年齢者雇用管理研修」を実施する。 ② 高年齢者雇用推進者を対象とした講習 各事業所において選任された「高年齢者雇用推進者」を対象に、高年齢者等の雇用の好事例、地域別・産業別等の取組の実態などの情報提供及び意見交換等を行う「高年齢者雇用推進者講習」を実施する。	(2) 高年齢者等の雇用に関する各種講習等の実施 ・高年齢者等の雇用に関する各種講習等開催回数 709回 (内訳：高年齢者雇用管理研修129回、高年齢者雇用推進者講習389回、職場活性化研修191回) ・アンケート調査（回収数4,138件） 有用であった旨の回答 94.6% ○前回のアンケート調査結果については、地方高齢法人へフィードバックを行うとともに、今後より質の高い講習等を行うよう指導した。 ① 高年齢者雇用管理研修 ・受講者数 9,856人（1回平均76人）、 ・アンケート調査結果（回収数886件） 有用であった旨の回答 94.0% ② 高年齢者雇用推進者講習 ・受講者数 19,293人（1回平均50人） ・アンケート調査結果（回収数2,860件） 有用であった旨の回答 94.5%

	③ 継続雇用制度の導入・検討が進んでいない企業及び既に導入しているが、運用等において種々の問題を抱えている企業に対して、高年齢者雇用アドバイザーが講師となり、当該企業の職場管理者の能力向上及び意識改革、中高年従業員の自己啓発促進等による職務遂行能力の向上を図る研修（継続雇用制度導入のための職場活性化研修）を実施する。 上記の講習等については、終了後、参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね８０％以上の参加者から高年齢者等の雇用を進める上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。	③ 継続雇用制度の導入・検討が進んでいない企業及び既に導入しているが、運用等において種々の問題を抱えている企業に対して、高年齢者雇用アドバイザーが講師となり、当該企業の職場管理者の能力向上及び意識改革、中高年従業員の自己啓発促進等による職務遂行能力の向上を図る職場活性化研修を実施する。 上記の講習等については、終了後、参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね８０％以上の参加者から高年齢者等の雇用を進める上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。このため、有用でなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より参加者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。	③ 職場活性化研修 ・受講者数 4,001人（１回平均21人） ・アンケート調査結果（回収数392件） 有用であった旨の回答 96.4％	
評価の視点	自己評定	A	評定	A
第２ ５ （1） ① （高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助） ・訪問による相談・援助を30,000件以上実施したか。 ・有効回答のうち概ね70％以上の訪問先企業から雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られたか。 ・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。 ・企画立案の援助を積極的に実施したか。	（理由及び特記事項） ・高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助を30,997件（前年度下半期実績 15,560 件）実施した。 ・アンケート調査については有効回答のうち、91.2％から雇用管理の改善を進める上で「効果があった」（43.2％）「どちらかといえば効果があった」（48.1％）との評価を得た。 ・15年度アンケート結果については、本部で把握・分析の上、取りまとめ、今後の対応方針を示した。また、ブロック別経験交流会を開催し、15年度アンケート結果を踏まえた阻害要因等に対する事例検討を行った。 ・企画立案については、積極的な実施を図るため、通達等によりその取組みを指示するとともに、好事例のフィードバックなど行ったものの、企画立案件数自体は 233 件（前年度下半期実績 111 件）と前年度と同水準に推移した。 ・企業診断システムの活用実績は、1,533件（前年度下半期実績598件）であった。 ・企業診断システムの効果的活用を図るため、実践的な内容にポイントを置き、企業に対するアドバイス方法等の研修を実施した。		（理由及び特記事項） ・計画通り実施している。 ・コンサルタントによる相談、援助を多数行い、高評価を得ている。 ・全体的にやや上回る成果であり、アドバイザーについてのアンケートを分析し、今後の対応を検討していることは高く評価するので、この手法を他の分野においても活用されたい。 ・相談・援助に関する件数およびアンケートによる評価結果は目標以上の達成と評価できる。さらに高齢者雇用の現場に職員一人一人が入り込んで、より効果的な相談・援助体制の確立を期待したい。 ・高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助件数、企業診断の活用実績等、ほぼ目標どおりであり一層の向上を期待する。 ・アンケート調査結果の自由記述の要因分析を行った。 ・他の業務との情報の共有・連携によってさらに機構全体の業務の効果的な推進が望まれる。 ・アンケート調査について、達成率の他に、どういうところが何故よかったのかという効果率をかけて、本当の成果率が出る。そのような指標についての検討を要する。 ・講習、研修会は回数だけでなく、参加率を高めることにも留意すること。 ・アンケート調査の結果の評価については、「効果があった」「有益だった」という項目で判断すべきで、「どちらかといえば・・・」「やや・・・」という評価は加えないで出すべきである。	
第２ ５ （1） ② （企業診断システム） ・1,500回の活用実績を達成したか。				
第２ ５ （1） ③ （活動実態の把握、事例検討会等） ・企業事例について、高年齢者雇用アドバイザーの業務に資するため、事例集を作成するなど適切に整理していたか。	・アドバイザーの質の向上を図るため、定例業務報告により把握した活動実態をとりまとめ、効果的な取組み、好事例を地方高齢法人にフィードバックすると共に、アドバイザー活動への利便性の観点から、業種・規模等に配慮しつつ、事例集を作成した。			
第２ ５ （1） ④ （再就職支援のための相談・援助） ・4,300件の事業所訪問等による相談・援助を実施したか。 ・有効回答のうち概ね70％以上の訪問先企業から再就職援助措置を進める上で効果があった旨の評価が得られたか。	・再就職支援コンサルタントによる相談・援助を4,888件（前年度下半期実績 2,386 件）実施した。 ・アンケート調査については有効回答のうち、90.6％から再就職措置を進める上で「効果があった」（37.8％）「どちらかといえば効果があった」（52.8％）との評価を得た。			

・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。 第2 5 (1) ⑤ (事例の収集、作成) ・企業事例について、再就職支援コンサルタントの業務に資するため、事例集を作成するなど適切に整理していたか。 第2 5 (1) ⑥ (アドバイザー等に対する研修等) ・高齢者雇用アドバイザー等に対して、社会の変化等に対応した相談・援助の技術の向上を図るための実務研修等を実施していたか。 第2 5 (2) 高齢者等の雇用に関する各種講習等の実施 ・各種講習等について、合計640回以上開催したか。 第2 5 (2) ① 企業経営者・事業主団体役員等を対象とした研修 ・企業の経営者等に対し、高齢者雇用の創出の重要性等について認識が深まるような研修を実施したか。 第2 5 (2) ② 高齢者雇用推進者を対象とした講習 ・企業の高齢者雇用推進者に対し、情報提供及び意見交換等を行う講習を行っていたか。 第2 5 (2) ③ (職場活性化研修) ・継続雇用制度の導入・検討が進んでいない企業及び既に導入しているが、運用等において種々の問題を抱えている企業に対して、職場活性化研修を実施したか。 ・各種講習等について有効回答のうち概ね80%以上の参加者から有用であった旨の評価を得られたか。 ・講習を受けた企業における雇用に関する意識や取組について、追跡調査などにより具体的な効果を把握していたか。 ・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。	・15年度アンケート結果については、本部で把握・分析の上、今後の対応方針を示した。また、アンケートの自由記述で「(再就職援助措置の) 該当者がいない」との指摘については、前年度も同様の指摘を受けており、都道府県労働局と緊密な事前調整を行うこととした。 ・コンサルタントの質の向上を図るため、定例業務報告により把握した活動実態をとりまとめ、効果的な取組み、好事例を地方高齢法人にフィードバックすると共に、コンサルタント活動への利便性の支援から、業種・規模等に配慮しつつ、事例集を作成した。 ・アドバイザー研修では、改正高齢法の解説、効果的なアドバイザー活動等について専門的・技術的な研修を実施した。 ・高齢者等の各種講習等は、合計709回（前年度下半期実績327件）開催した。講習の開催に向けて、①改正高齢法の趣旨の周知、普及を図るための講習に重点を置いた計画を立案し実施、②職場活性化研修に関しては、事業主に対する周知・広報の強化及び研修の積極的な取組及び円滑な実施を促進するための講師養成研修の内容の充実を図った。 ・企業経営者等に対して改正高齢法の趣旨の徹底を図るなど効果的なテーマ設定に留意して実施した。 ・高齢者雇用推進者に対し、改正高齢法の内容、実務知識に関する情報提供等を行う講習を行った。 ・継続雇用制度の導入・検討が進んでいない企業等に対して、職場管理者、中高年従業員の継続雇用に向けた意識改革・能力の向上に資する内容となるよう企業ニーズに則した職場活性化研修を実施した。 ・アンケート調査については、有効回答のうち96.4%の受講者から「理解が深まり有用だった」「どちらかといえば有用だった」旨の評価を得た。 ・追跡調査については、調査の実施に向けて実施方法の検討、準備等を行った。（平成17年度実施） ・15年度アンケート結果については、本部で把握・分析の上、取りまとめ、今後の対応方針を示した。アンケート調査において提出された意見を踏まえて、高齢法改正に伴う実務知識等を習得するための講習の実施に向けた企画に取組むほか、アンケート調査結果を地方高齢法人にフィードバックして質の向上に向けた取組みについて指導した。
---	---

高齢・障害者雇用支援機構評価シート(5)

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者等の安定した雇用の確保、雇用管理改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るために、職業安定機関と連携しつつ、事業主等に対して必要な支援を実施すること。 (3) 調査研究の実施 高年齢者等の雇用管理改善、相談・援助のための手法の開発等に関する調査研究を行うほか、先進的な事例に取り組む事業主等と共同研究を実施する。また、高年齢者等の雇用の促進のために解決すべき課題について事例の収集・提供、支援を行う。また、調査研究等の成果については、事業主等に対し広く情報提供して有効活用を図るとともに、成果をできる限り波及させること	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高年齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、事業主等に対する支援を職業安定機関と十分に連携しつつ、効果的に実施する。 (3) 調査研究の実施 高年齢者等の雇用問題に関する施策の効率的かつ効果的な実施に資するため、高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用に関する必要な調査研究を実施する。 ① 実践的調査研究の実施 高年齢者等の雇用に関する調査研究、事業主支援手法の開発等を実施し、機構の事業の効果的、効率的な運営に資する。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高年齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、職業安定機関と十分に連携しつつ、事業主等に対する相談・援助、各種講習、調査研究、啓発広報活動等を効果的に実施する。 また、高年齢者等の雇用管理改善の一環として、新たに、「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業（エイジフリー・プロジェクト）」を実施する。 (3) 調査研究の実施 高年齢者等の雇用に関する相談その他の援助業務を効果的かつ効率的に実施するために必要となる調査研究を実施する。 ① 実践的調査研究の実施 「高齢者雇用促進のための対事業主支援策のあり方に関する検討」「アドバイザー活動ツールの見直しのための検討」をテーマとした調査研究を実施し、その研究成果を相談・援助業務等に活用する。 ② エイジフリー・プロジェクト関連事業の実施 高年齢者等の募集・採用及び職場への定着・適応の促進に焦点を当て、事例の収集・分析を行い、的確な高年齢者等の募集・採用の在り方の確立に向けた「阻害要因等の分析研究」を実施する。	5 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 (3) 調査研究の実施 ① 実践的調査研究 「高齢者雇用促進のための対事業主支援対策のあり方に関する検討」及び「アドバイザー活動ツールの見直しのための検討」については、次のとおり取組んだ。 イ「中高齢従業員の仕事能力把握ツール開発研究」 ・企業の人事処遇に関し年齢に替わる基軸としての能力の把握方法の検討を行い、「仕事能力把握ツール」チェックリスト（案）の作成及び試行調査を実施した。 ロ「職場活性化研修ニーズ把握システム開発研究」 ・企業ニーズを踏まえ研修項目把握のための簡便なシステムを構築し、活用マニュアルを作成した。 ハ「雇用管理診断システム（運用版）開発研究」 ・雇用管理診断システムの本格的運用を目指し、Webを活用した広範な利用を可能とするプロトタイプを作成及び試行調査を実施した。 ニその他 ・高年齢者雇用アドバイザー必携資料『高齢社員のパワーを活かして会社をのばす人材戦略ー「改正高齢法」に対応したアドバイザー活動の展開に向けてー』を作成（2000部）し、高年齢者雇用アドバイザー及び地方高齢法人等に配布した。 (資料10) ② エイジフリープロジェクト関連事業の実施 イ「エイジフリープロジェクト推進委員会」の設置運営 ・エイジフリーに向けた、企業の賃金処遇、人事管理、職務のあり方等の基本的な方向性を検討・整理するため、「エイジフリープロジェクト推進委員会」を設置し、次の研究を行った。 ○「エイジフリーに向けた賃金・人事及び評価のあり方に関する調査研究」 企業におけるエイジフリーの実態、認識を把握、分析。 ○「中途採用者の職場定着・順応チェックリスト開発研究」 募集・採用時の年齢制限是正のため、中途採用者の定着・順応要因を明らかにし、企業のとるべき方策についてのチェックリスト作成に向けて企業調査（1万5千社）及び従業員調査（4千人）を実施。その結果を分析・検討。 ○「少子高齢化社会における働き方に関する検討会」 主要企業の人事担当課長クラスを中心とした実務家による検討会を設置し、それぞれの企業における高齢者雇用現状と今後の展開等についての情報・意見交換等を行った。

② 共同研究等の実施

高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用に関する情報及び資料の収集等業務の一環として、高年齢者等の雇用確保のための条件整備に必要な調査研究を行おうとしている事業主等との共同研究を毎年度１０件以上（※）実施する。また、ワークシェアリングの導入等多様な就業形態の開発等により、高年齢者等の雇用を推進していく先進企業の事例の収集・提供及び支援を行う。さらに、これら研究成果の活用、実用化を促進するため、その成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、常に情報の抽出・整理ができるようデータベースを構築し、当該情報を蓄積・管理した上で、事業主等が有効に活用できるようホームページで速やかに公開する。（※参考：１４年度実績１１件）

③ 産業別高齢者雇用推進事業の実施

学識経験者、産業団体代表者等を委員とする産業別の懇談会を毎年度新規に５産業団体程度（※）について開催し、高年齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行う。
また、産業団体がその結果に基づき高年齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを自主的に策定することを支援する。
さらに、その成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、常に情報の抽出・整理ができるようデータベースを構築し、当該情報を蓄積・管理した上で、事業主等が有効に活用できるようホームページで速やかに公開する。
（※参考：１４年度実績３産業団体）
高年齢者等の雇用問題に関する施策の効率的かつ効果的な実施に資するため、高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用に関する必要な調査研究を実施する。

③ 共同研究等の実施

高年齢者等の雇用確保のための条件整備に必要な調査研究を行おうとしている事業主等と共同して、「職務再設計」「人事・賃金」「能力開発」「健康管理」をテーマとした共同研究を１０件以上実施する。
また、ワークシェアリングの導入等多様な就業形態の開発等により、高年齢者等の雇用に取り組む先進企業について事例の収集・提供を行うとともに、先進企業の取組を支援する。
これら研究成果の活用、実用化を促進するため、その成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、データベースを構築し、当該情報を蓄積・管理した上で、ホームページで速やかに公開する。

④ 産業別高齢者雇用推進事業の実施

精密機械製造業」「プラスチック製品製造業」「食料品等小売業」「割賦金融業」等の５産業団体について、学識経験者、産業団体代表者等を委員とする産業別の懇談会を開催し、高年齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行う。
また、「電気機械器具製造業」「紡績業」「旅行業」「農業」「ビルメンテナンス業」「老人福祉介護業」「砂利採取業」及び「包装資材卸売業」の８産業団体について、懇談会において検討された結果に基づき、高年齢者等の雇用を促進するためのガイドラインを自主的に策定することを支援する。
これら成果を取りまとめた後は、冊子等を作成し、関係機関に配布するほか、データベースを構築し、当該情報を蓄積・管理した上で、ホームページで速やかに公開する。
高年齢者等の雇用に関する相談その他の援助業務を効果的かつ効率的に実施するために必要となる調査研究を実施する。

- ロ エイジフリーシンポジウムの開催
- ・開催 平成17年3月1日(火)13:00～17:00
 - ・場所 東京ドームホテル「天空」
 - ・内容 調査研究結果等の紹介と今後を展望する基調報告及びシンポジウム
 - ・来場者数 403人

(資料11)

③ 共同研究等の実施

- イ 共同研究
- ・事業主と機構との共同で研究 12件
 - ・職務再設計、人事、能力開発及び健康管理等からテーマを設定した。研究結果は、作業方法の改善、作業負担軽減のための支援機器の開発、継続雇用のための人事・賃金制度の確立及び能力開発のための教育・訓練制度の構築等の事例として取りまとめた。

(資料12)

ロ ワークシェアリング推進事業

- ・ワークシェアリング導入予定企業に対する支援の実施 16社
- ・支援企業に対する進捗状況把握
委託契約を締結した企業を訪問し、事業の進捗状況をヒアリングするとともに必要な助言等の実施。
- ・ワークシェアリング事例の収集及び事例集の作成
高齢労働者のためワークシェアリング導入実施企業の好事例を20事例、及び高齢労働者のため在宅勤務等多様な就業形態を新たに開発・導入した企業事例を6事例収集した。
- ハ 研究成果等の普及・活用
- ・研究報告書の配布及びHP掲載
平成15年度の共同研究年報を作成（1,700部）、地方法人、経営者団体、研究機関等に配布
共同研究データベースへの登録（平成15年度実施14事業所42事例、延べ550事例）、及び共同研究の普及を図るため「職場改善ノウハウデータベース」「職場改善チェックシステム」、「作業負担評価システム」を構築し、Ｗｅｂ上で一般の利用に供した。（平成16年度アクセス数11,993件）。
- ・高齢者雇用フェスタ(平成16年度10月)における報告等
高齢者雇用開発フォーラムにおいて共同研究及びワークシェアリング実施事業所（各2社計4社）が、報告や発表を行った。また、各都道府県高齢者雇用フェスタにおいても当該地域企業の共同研究事例の発表等により普及・啓発を行った。

(資料13)

④ 産業別高齢者雇用推進事業

- ・平成16年度においては、「精密機械製造業」等５産業の懇談会を開催、「電気機械器具製造業」等８産業の高齢者雇用推進ガイドラインの策定等支援を行った。
- ・成果の活用
- イ 平成15年度に３産業団体（延べ11件）が策定したガイドラインをＷｅｂ上のデータベースへ登録し公開した。
- ロ データベースアクセス状況 11,937件
- ハ 地方法人等を通じての成果物の事業主等へ配布

(資料14)

評価の視点	自己評価	B	評価	B
第2 5 (3) ① 実践的調査研究の実施 - 各種事業の効果的かつ効率的推進の観点から、調査研究のテーマを設定していたか。 - 研究成果を相談・援助業務等に活用していたか。	(理由及び特記事項) - 実践的調査研究においては、より一層効果的なアドバイザー活動に資することを念頭に置き、システム開発等のテーマを設定した。 - 平成16年度においてはアドバイザー必携資料を作成し、平成16年度からのアドバイザー業務の充実に資することとした。 - 平成15年度に開発した「効果的アドバイザー活動の手引」は、アドバイザーが高齢者の継続雇用に向けた提案型業務を行う際に活用している。		(理由及び特記事項) - 計画通り実施している。 - エイジフリープロジェクトを行い、ガイドラインの策定に取り組んだ。 - 費用的裏付けを確立し、全体のレベルアップに資することを期待する。 - 調査結果を具体的な相談・援助、政策立案などにフィードバックできる体制の整備を期待する。 - 業務ごとの情報の蓄積を総合して、各業務に効果的に再配分するような情報のフィードバックシステムの構築が望まれる。	
第2 5 (3) ② エイジフリー・プロジェクト関連事業の実施 高年齢者等の募集・採用及び職場への定着・適応の促進を図るため、事例の収集及び阻害要因等の分析を行ったか。	企業（2種計6,700社）及び従業員（2,000名）を対象にアンケート調査を実施し、企業の取組み実態を把握するとともに、その結果から阻害要因等の分析を行い整理した。			
第2 5 (3) ③ 共同研究等の実施 - 高年齢者等の雇用確保のための条件整備に必要な共同研究を10件以上実施したか。 - ワークシェアリング導入等の企業の事例の収集・提供を行っていたか。 - 研究成果のデータベースを構築し、広く利用されるようにホームページでの情報提供を実施したか。	- 共同研究は12件（前年度実績16件）実施した。 20社についてヒアリング調査を行い企業事例を収集し、その結果を事例集として取りまとめ、アドバイザーをはじめ、地域の商工会議所、労働組合等関係諸機関・団体に配布した。 - 平成15年度に実施した14事業所の42事例を新たに登録し、Web上で公開した。データベースへのアクセス件数は11,993件（前年度下半期実績 9,904 件）であり、研究結果の周知、活用に役立っている。			
第2 5 (3) ④ 産業別高齢者雇用推進事業の実施 5産業団体について、産業別の懇談会を開催し、高年齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行っていたか。 8産業団体がガイドラインを策定することについて支援していたか。 - 成果のデータベースを構築し、広く利用されるようにホームページでの情報提供を実施したか。	5産業団体について各々4回の懇談会を開催し、各産業における高齢者雇用の現状を分析・整理し、明らかになった課題及び問題点の検討を行った。 8産業団体についてガイドラインを自主的に策定するよう、①団体が行う検討についての助言、②団体が設置する検討会に出席し機構が有する情報・ノウハウの提供、③ガイドライン策定に要する経費の負担などにより支援を行った。 - 平成15年度に策定された3団体及び平成16年度に策定された2団体分のガイドラインを新たに登録し、Web上で公開した。データベースのアクセス件数は 11,937 件（前年度実績 820 件（但し 16 年 3 月より公開））であり、成果の周知、活用に役立っている。			

高齢・障害者雇用支援機構評価シート(6)

中期目標	中期計画	平成１６年度計画	平成１６年度の業務の実績
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者等の安定した雇用の確保、雇用管理改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るために、職業安定機関と連携しつつ、事業主等に対して必要な支援を実施すること。 (４) 啓発広報活動等の実施 高年齢者等の雇用問題に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図るため、高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用に関する情報及び資料の収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、事業主等に対する情報の提供については、利便性の観点からインターネット等の積極的活用を図り、各種行事の開催、刊行誌の発行、マスメディア等の活用により啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開すること。	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高年齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、事業主等に対する支援を職業安定機関と十分に連携しつつ、効果的に実施する。 (４) 啓発広報活動等の実施 高年齢者等の雇用について、事業主をはじめ社会全体の意識を醸成するため、資料・情報の収集やインターネットを活用した情報提供の実施、高年齢者雇用促進月間を中心とした各種行事の開催、定期刊行誌等の発行、新聞・テレビ等マスメディアの活用等により、啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開する。 ① インターネット等を活用した情報提供の実施 事業主等に対する情報の提供については、インターネット等の積極的活用を図り、情報の内容を充実させ、事業主等の利便性に立った情報提供を図るとともに、積極的な普及啓発を図る。 ② 高齢者雇用フェスタの実施 高年齢者雇用確保措置及び高年齢者等の雇用の重要性を広く社会に浸透させ、高年齢者等にとって働きやすい雇用環境にするために、企業等が創意工夫を行った改善の事例を発表する高年齢者雇用開発フォーラム（シンポジウム・研究発表会）、高年齢者雇用開発コンテスト入賞企業の表彰及び企業事例の紹介・展示等を行う「高齢者雇用フェスタ」等を開催することにより、幅広く啓発広報活動を実施する。その結果、アンケート調査における理解度が増加した参加者の割合を概ね８０％以上とするよう質の向上を図る。また、その普及啓発活動の在り方についても、アンケート等により広く意見を求め、その内容及び方法についてより効果的なものとする。	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な取組、高年齢者等の雇用管理の改善、再就職援助措置等の実施、高年齢者等の職業の安定を図るための多様な就業機会の確保に関して、職業安定機関と十分に連携しつつ、事業主等に対する相談・援助、各種講習、調査研究、啓発広報活動等を効果的に実施する。 また、高年齢者等の雇用管理改善の一環として、新たに、「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業（エイジフリー・プロジェクト）」を実施する。 (４) 啓発広報活動等の実施 高年齢者等の雇用について、事業主をはじめ社会全体の意識を醸成するため、啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開する。 ① インターネット等を活用した情報提供の実施 インターネット等の積極的な活用により、事業主等の利便性に立った情報提供を図るとともに、提供する情報の内容の充実を図る。 ② 高齢者雇用フェスタの実施 高年齢者等の雇用の重要性を広く社会に浸透させ、高年齢者等にとって働きやすい雇用環境にするために、１０月の高年齢者雇用支援月間を中心として、高年齢者雇用開発コンテスト入賞企業の表彰を行うほか、企業等が創意工夫を行った改善事例を発表する高年齢者雇用開発フォーラム及び企業事例の紹介・展示等を行う「高齢者雇用フェスタ」を開催する。その結果、アンケート調査における理解度が増加した参加者の割合を概ね８０％以上とするよう質の向上を図る。このため、理解の助けにならなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、次年度において、より参加者の理解度が増加する内容となるよう見直しを図る。	５ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 (４) 啓発広報活動等の実施 ① インターネット等を活用した情報提供 ・インターネット等を活用した情報提供 これまでに開発・構築したデータベースや各種システム等について、事業主等が高年齢者雇用に関する職場改善などを円滑に進められるよう、ホームページ上に活用しやすい形で提供しており、平成16年度においては以下のとおり、内容の充実を図った。 ○研究成果の普及を図るため「職場改善ノウハウデータベース」「職場改善チェックシステム」、「作業負担評価システム」を統合し、「職場改善支援システム」として提供している。（職場改善データベース追加事例14事業所42事例 登録事例550事例）。 ○効果的な職場の改善について、「高年齢者雇用開発コンテスト企業事例提供システム」に13社86事例分を追加し、提供した。（登録事例541件） ○新たに開発し、運用開始した「キャリア棚卸し支援システム」について、ホームページにおいて周知し利用の促進を図った。 ② 高齢者雇用フェスタ ・開催日時 平成16年10月４日（月） ・会 場 東京ドームシティ・プリズムホール及び東京ドームホテル ・来場者数 2,039人 ・テーマ 「生涯・現役」 ・内容 ○公開シンポジウム テーマ 「団塊の世代は、どう生き、どう働くのか!？」 ○高年齢者雇用開発フォーラム a トラックⅠ 「高齢法の改正に対応した中高年齢者雇用制度の導入のために」 b トラックⅡ 「少子高齢時代の人と組織の新たな関係づくりを目指して」 ○企業事例の紹介・展示等 ・アンケート調査（回収数678件） 理解度が増加したとの回答の割合 94.8％ (資料15)

	③ 定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施 高齢化対策、高年齢者等の雇用問題について、その具体的対応事例等を掲載した定期刊行誌を作成し、月60,000部(※)の発行部数を目指すとともに、高年齢者等の雇用に関する諸問題を解説した冊子等を作成し、事業主等に配布する。その他予算の範囲内で、テレビ・新聞広告等を媒体とした啓発広報活動を行う。 (※参考：14年度実績 54,400部)	また、その普及啓発活動の在り方についても、アンケート等により広く意見を求め、その内容及び方法についてより効果的なものとする。 ③ 定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施 高齢化対策、高年齢者等の雇用問題について、その具体的対応事例等を掲載した定期刊行誌「エルダー」を作成し、月60,000部の発行部数を目指すとともに、高齢化に対応した人事制度の見直し策を解説した小冊子及び高齢化・高齢者雇用に関連する統計データを取りまとめた冊子を作成し、事業主等に配布する。その他予算の範囲内で、テレビ・新聞広告等を媒体とした啓発広報活動を行う。	③ エルダーの発行等啓発広報活動 イ エルダーの発行 月 60,000部 ・年間重点テーマ 「生涯現役」「エイジフリー」 ・重点的取組み 「高齢法」改正に関する特集記事の掲載(年2回) ロ 「高年齢者雇用問題シリーズ」(小冊子)、「高齢者雇用企業事例ベストシリーズ」(単行本)、高齢者雇用支援のためのパンフレットを作成・配布した。 ハ その他の啓発活動 ・TV放送 高齢者雇用フェスタ公開シンポジウム 「NHK土曜フォーラム」(10月31日)にて放送 ・広告等 ○高年齢者雇用支援月間：日経新聞等、新聞雑誌広告、駅構内及び車内ポスター ○高齢法の改正：日経ビジネス等雑誌広告 (資料16) (資料17)
--	---	--	--

評価の視点	自己評定	A	評価	A
第2 5 (4) ① インターネット等を活用した情報提供の実施 ・高年齢者等の雇用に関して、インターネットを活用して積極的に情報を提供していたか。	(理由及び特記事項) ・「職場改善支援システム」の「職場改善データベース」に14社分42事例を追加した(登録事例 550事例) ・効果的な職場の改善について、「高年齢者雇用開発コンテスト企業事例提供システム」に13事業所分86事例を追加した。(登録事例541件)		(理由及び特記事項) ・ ほぼ計画通りである。 ・ 高齢者雇用フェスタでタイムリーなテーマを取り上げ高評価を得た。 ・ 啓発活動に積極性が認められる。 ・ 特に団塊の世代対策をあつかった高齢者雇用フェスタは良企画である。 ・ 広報誌などの普及は目標を達成している。今後さらに高齢者は多様化するな視点での啓発広報活動が期待される。 ・ ニーズの高まりに対し普及率を高める努力を続けることを期待する。 ・ 啓蒙広報活動の現場で採取した情報について、業務の改善にフィードバックできる仕組みの構築が望まれる。 ・ 相談・援助の中期目標は低すぎると思われる。 ・ エルダーの発行部数が「目標どおり」というのは物足りない。	
第2 5 (4) ② 高齢者雇用フェスタの実施 ・高齢者雇用フェスタについて、高年齢者等の雇用の確保の重要性を参加者に理解させるような内容となっていたか。 ・概ね80%以上の回答者から理解度が増加した旨の評価を得られたか。 ・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。	・2007年問題、いわゆる「団塊の世代」に係る問題を先取りして取り上げつつ、「団塊の世代にノウハウを提供する」ことを基本コンセプトとして、起業やボランティアも含めた高年齢者等の今後の生き方、働き方などに関する情報を提供するフェスタを実施した。このコンセプトに沿って「雇用・就業ゾーン」「起業・創業ゾーン」「ボランティア就業ゾーン」に分け、様々なニーズに沿った情報を提供する展示ブースを設置した。 ・参加者アンケートの結果によれば、94.8%から理解度が増加した(「大いに参考になった」(35.8%)と「参考になった」(59.0%))との評価を得た。 ・前年度のアンケート調査結果を踏まえ、公開シンポジウム、高年齢者雇用開発フォーラムを基本コンセプトに合致した内容構成としつつ、聴講環境整備等に留意した。			
第2 5 (4) ③ 定期刊行誌等の発行その他啓発広報活動の実施 ・「エルダー」について月60,000部の発行部数を目指した取組を行っていたか。 ・テレビ・新聞広告等を媒体とした啓発広報活動を行っていたか。 ・「エルダー」及び各種啓発広報活動の内容の一層の充実に向けた検討を行っていたか。	・月60,000部の発行に向け、エルダー普及拡大のため、厚生労働省作成のパンフレットに広告を掲載したり、当機構HP上でバックナンバーをPDF化するなどITの活用にも配慮して体制整備に努めた。 ・高齢者雇用支援月間内に全国でタレント(緒形拳)を起用したテレビCMを放映したり、日本経済新聞、朝日新聞などで啓発広報活動をした。また、「日経ビジネス」「AERA」等の雑誌で高齢者雇用に係る記事広告等の啓発広報活動を行った。 ・多方面から委員を委嘱した「エルダー編集委員会」を設置した。また、女性委員を委嘱し、女性の視点からの意見を取り入れられる体制を整備した。			

高齢・障害者雇用支援機構評価シート(7)

中期目標	中期計画	平成１６年度計画	平成１６年度の業務の実績
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ６ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 労働者が、早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、専門的な相談窓口を設置し、職業安定機関と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。 また、事業主がその雇用する労働者に対して、高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう啓発・指導を行うこと。 (1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務 在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、毎年度３６，０００件以上の相談援助等を実施する。また、高齢期における職業生活設計等に資する各種情報提供、各種セミナー・講習会を開催すること。 (2) ホームページ等を活用した情報提供 専門的な相談窓口の業務紹介、各種セミナーの開催案内、情報提供、情報収集活動を行うに当たって、在職者の利便等を勘案して、ホームページの活用を図ること。	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ６ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 労働者が早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、専門窓口を設置し、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。 (1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務 ① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、そのニーズの把握とノウハウの確立に努めつつ、再就職、職業生活設計、退職準備等に係るきめ細かな相談援助等を毎年度３６，０００件以上実施する。実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね７０％以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。 ② セミナー・講習会の開催 高齢期における職業生活設計等に資する各種情報を提供するため、利用者のニーズの把握とテーマの多様化に努めつつ、セミナー・講習会を毎年度２，４５０回以上開催する。 また、セミナー・講習会等終了後に参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね８０％以上の参加者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。 (2) ホームページ等を活用した情報提供 専門的な相談窓口の業務紹介、各種セミナーの開催案内、情報提供、情報収集等活動を行うに当たっては、特に在職者の利便等を勘案して、ホームページ等インターネットを積極的に活用し、各種情報の提供等を行うこと	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ６ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 労働者が早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、地方高齢法人に高齢期雇用就業支援コーナーを設置し、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。 (1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務 ① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 在職者を中心とした中高年齢者に対し、高齢期の職業生活設計等を支援するため、そのニーズに応じた再就職、職業生活設計、キャリアの棚卸し、退職準備等に係る相談援助等を３６，０００件以上実施する。実施後は、利用者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね７０％以上の利用者から高齢期における職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。 ② セミナー・講習会の開催 高齢期における職業生活設計等に資する各種情報を提供するため、利用者のニーズの把握とテーマの多様化に努めつつ、職業生活設計セミナーを２，４５０回以上開催する。 職業生活設計セミナー終了後に参加者にアンケート調査を実施し、有効回答のうち概ね８０％以上の参加者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価が得られるよう質の向上を図る。このため、有用でなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より参加者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。 (2) ホームページ等を活用した情報提供 高齢期雇用就業支援コーナーにおける業務紹介、各種セミナーの開催案内、関連情報の提供については、特に在職者の利便等を勘案して、ホームページ等インターネットを積極的に活用し、そのニーズの把握と定期的な内	６ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 (1) 在職者を中心とした中高年齢者に対する業務 ① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 ・相談援助件数 60,241件 (利用者の内訳：在職者9,341名、離職者29,397名、事業主11,848名) ・中高年齢者のキャリアの棚卸し、職務経歴書の作成支援をするためのキャリア棚卸支援システムの運用を平成16年11月から開始 ・アンケート調査（回収数1,026件） ○効果があった旨の回答割合 95.8％ アンケートの自由記述においては、「支援コーナーのことを知らない人が多いと思うので、企業に対して積極的にPRして欲しい」等の意見・要望があった。 ○前回のアンケート調査結果については、地方高齢法人へフィードバックを行うとともに、今後より一層充実した相談援助を行うよう指導した。 (資料18) ② セミナー・講習会の開催 ・開催回数 3,496回（受講者数75,301名：1回当たりの平均受講者数21.5名） (内訳) 中高年齢者（在職者・離職者）を対象としたセミナー 3,304回 事業主を対象としたセミナー 192回 (内容) 利用者のニーズに応じて再就職活動、公的年金、職業生活設計など多様なテーマで実施している。 ・アンケート調査結果（回収数9,681件） ○有用だった旨の回答割合 97.0％ ○アンケートの自由記述において「土日、他の曜日・時間帯・地域における開催も検討してほしい」等の意見・要望等があった。 ○セミナーに係る前回のアンケート調査結果については、地方高齢法人へフィードバックを行い、今後より一層充実したセミナーを実施するよう指導した。 ・土日・夜間セミナーについては、47ヶ所中22ヶ所で開催した。 (2) ホームページ等を活用した情報提供 ・ホームページアクセス件数 196,707件

		等により、そのニーズの把握と定期的な内容の更新等に努めつつ、ホームページの年間アクセス件数が180,000件以上となるように積極的な普及啓発を図る。	容の更新等に努めつつ、ホームページの平成16年度のアクセス件数が180,000件以上となるように積極的な普及啓発を図る。			
評価の視点		自己評定	A		評定	A
第2-6 (1) ① 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等の実施 ・36,000件以上の相談援助を実施したか。		(理由及び特記事項) ・積極的な事業所訪問等により、支援コーナーの周知・広報に努めた結果、相談援助件数は60,241件（前年度下半期実績32,359件）であった。なお、キャリアの棚卸し、職務経歴書の作成・支援を行うキャリア棚卸支援システムを導入し、利用を図った。 ・有効回答のうち95.8%の利用者から、「効果があった」（61.9%）「どちらかといえば効果があった」（33.9%）旨の評価を得た。 ・アンケート調査において提出された意見を踏まえて広報の積極的实施、きめの細かい相談の実施、キャリア棚卸支援システムの活用等を図るよう地方高齢法人を指導した。 ・利用者のニーズに応じたセミナー・講習等を3,496回（前年度下半期実績 1,499 回）開催した。 ・土日・夜間セミナーについては、積極的に取り組んだ結果、22所において実施し、在職者に対するサービスの向上を図った。 ・有効回答のうち97.0%の受講者から「理解が深まり有用だった」（60.6%）「どちらかといえば有用だった」（36.4%）旨の評価を得た。 ・15年度アンケート結果については、本部で把握・分析の上とりまとめ、今後の対応について示した。アンケート調査において提出された意見を踏まえてより満足度の高いセミナーの実施、土日夜間セミナーの積極的实施等を行うよう、地方高齢法人を指導した。 ・ホームページアクセス件数は196,707件（前年度下半期実績100,996件）であった。			(理由及び特記事項) ・全てにわたり目標を大幅に超えている。 ・相談援助を多数行い、高評価を得た。 ・土日開催を早速実行した点は多いに評価できる。 ・団塊対策の各種事業は、着実に取り組んだ、と評価する。 ・個人レベルの就業者・相談者がもたらす様々な情報について体系的に分析をし業務にフィードバックできる情報システムの構築が期待される。	
・相談等について有効回答のうち概ね70%以上の利用者から高齢期の職業生活設計を行う上で効果があった旨の評価を得られたか。						
・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。						
第2-6 (1) ② セミナー・講習会の開催 ・利用者のニーズに応じたセミナー・講習等を2,450回以上開催したか。						
・セミナー・講習等の土日・夜間開催を行うなど、在職者に対するサービスの向上を図っていたか。						
・セミナー・講習等について有効回答のうち概ね80%以上の参加者から高齢期における職業生活設計を行う上で有用であった旨の評価を得られたか。						
・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。						
第2-6 (2) ホームページ等を活用した情報提供 ・180,000件以上のアクセス件数を達成したか。						

高齢・障害者雇用支援機構評価シート(8)

中期目標	中期計画	平成１６年度計画	平成１６年度の業務の実績
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ７ 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施すること。そのために、各関係機関との連携を図るとともに、職業リハビリテーションの実施に係る目標を設定し、厳格な外部評価を実施すること。 また、障害者職業総合センターにおいては、職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発を行い、その成果の普及・活用を図ること。 (1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ① 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、効果的なリハビリテーションが実施されるようにすること。 また、職業安定機関等と連携し、この中期目標の期間中に延べ１００，０００人以上（※）の障害者に対し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施すること。 (※参考：過去５年間の対象者数（年平均）２０，２１７人。１割増の目標としつつ、４．５を乗じると約１０万人となる。) ② 地域センターにおける職業準備訓練、職業講習の実施により、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中７０％以上（※）の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）に移行できるようにすること。 (※参考：１４年度移行率 ６９．５％。今後、移行が困難な重度障害者や精神障害者に対する支援が増加することが見込まれている。） なお、職業準備訓練、職業講習については、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が４０％以上（※）となることに資するため、その内	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ７ 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始め、福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部の委員による厳格な評価を実施する。 (1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、専門的知識、技術に基づいて職業リハビリテーションを行うことが必要な障害者に対して、効果的な職業リハビリテーションを実施するため、的確な職業評価とインフォームドコンセント（説明と同意）により、障害者個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画を策定する。 そして、中期目標の期間中に公共職業安定機関と連携し、延べ１００，０００人以上（※）の障害者に対し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施する。 (※参考：過去５年間の対象者数（年平均）２０，２１７人。１割増の目標としつつ、４．５を乗じると約１０万人となる。) ② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施 地域センターにおいて、個々の対象者の特性を踏まえ作成した指導カリキュラムに基づき、基本的労働習慣の獲得、職業に関する知識の習得等を図る職業準備訓練、職業講習を的確かつ効果的に実施し、また、障害者のニーズ等を踏まえて講習内容を見直す等、その内容の充実を図ることにより、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中に７０％以上（※）の対象者が就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）へ移行できるようにする。 (※参考：１４年度移行率 ６９．５％。今後、移行が困難な重度障害者や精神障害者に対する支援が増加することが見込まれて	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ７ 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、職業安定機関を始めとする福祉、医療、教育機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。 また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部の有識者により構成する外部評価委員会に設置される職業リハビリテーション専門部会を開催する。 (1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）において、専門的知識、技術に基づいて職業リハビリテーションを行うことが必要な障害者に対して、効果的な職業リハビリテーションを実施するため、的確な職業評価とインフォームドコンセント（説明と同意）により、障害者個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画を策定する。 そして、公共職業安定機関と連携し、より就職に結びつく職業リハビリテーションサービスを実施する。 (平成１６年度対象者数の目標：２２，２３０人以上) ② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施 地域センターにおいて、個々の対象者の特性を踏まえ作成した指導カリキュラムに基づき、基本的労働習慣の獲得、職業に関する知識の習得等を図る職業準備支援事業（※）、ＯＡ講習を的確かつ効果的に実施し、障害者の就労の可能性を高め、中期目標の期間中に７０％以上を対象者を就職等に向かう次の段階（職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等）への移行を図る。 また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が４０％以上となることに資するため、その内容の充実を図る。	７ 障害者職業センターの設置運營業務の実施に関する事項 (1) 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施 ①障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定 イ 職業リハビリテーションサービス対象者 ・地域センターにおける職業リハビリテーションサービスの対象は、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等障害が多様化している。 ・職業リハビリテーション24,017人にサービスを提供した。 ロ 職業評価・職業リハビリテーション計画の策定 ・職業評価 面接、心理検査等を用いた評価に加えて、実際の作業場面を活用する等により的確な職業評価の実施に努めた。 ・職業リハビリテーション計画の策定 利用者に対しインフォームドコンセントを徹底し、障害者個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定に努めた。（同計画の内容についてのアンケート調査における満足している旨の割合 93.7％） ハ 本部による地域センターに対する指導 ・各地域センターからのヒアリングを行い、業務の進捗状況等を把握し、業務の質を高めるための指導を行った。 (資料19) ② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施 イ 職業準備支援事業及びＯＡ講習の実施状況 ・事業修了者の就職等に向かう次の段階への移行率 79.4％ ・就職率 51.6％ (4)職業準備支援事業 ・対象者数 2,368人 ・ワークトレーニングコース（基本的労働習慣の体得等） ○指導カリキュラムに基づく支援 対象者の障害の状況（重度化、多様化）及び労働市場のニーズを考慮して策定した個別具体的な指導カリキュラムに基づき支援を行った。 ○実際の職場における職場実習は、幅広い職場体験の提供に努めた結果、従来の「製造の職業」以外に「事務的職業」「販売の職業」等における分野での実施件数が増加した。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構			
容の充実を図ること。 (※参考：14年度就職率　38.5%)	いる。 なお、職業準備訓練、職業講習については、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する公共職業安定機関との緊密な連携を図り、中期目標の期間中においてその修了者の就職率が40%以上(※)となることに資するため、その内容の充実を図る。 (※参考：14年度就職率　38.5%)	(※) 職業準備訓練、職業講習及び精神障害者職業自立支援事業を統合し、総合的に支援を行う事業として平成15年度から開始している事業。 なお、精神障害者については、20センターにおいて、対人技能訓練等の障害特性に応じたカリキュラムを提供するコースを導入して実施する。	・自立支援コース（精神障害者を対象とした対人技能・作業能力の体得等） ○サービスエリアの順次拡充（宮城、群馬、千葉、沖縄に新規導入）を図り、20センターでサービスを実施した。 ○新規導入センターでは、当該コースの趣旨の説明・周知のため、医療機関等との連携強化に努めた。 ・職業準備支援事業に関するアンケート調査 　支援が役に立った（効果があった）旨の評価の割合　95.3% (ロ)OA講習 - 対象者数　201人 - 視覚障害者、脳性まひ者等地域センターでの支援が不可欠な職業的な重度障害者を対象に重点的に実施した。 - その他の障害者については、委託訓練の利用を勧めるよう、各地域センターに指示し、関係機関との役割分担の徹底を図った。 (資料20) (資料21)
③　ジョブコーチ支援事業については、外部機関の協力を得て行うものも含め、この中期目標の期間中において13,000人以上(※1)の障害者を対象に実施し、中期目標期間中において75%以上(※2)の定着率を達成すること。 (※参考1：平成15年度の予算における対象者は2,951人。4.5を乗じると約13,000人となる。) (※参考2：平成14年9月末日までに支援を終了した者の定着率　74.7%) そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケート調査を実施し、職場適応を進める上で効果があった旨の評価を概ね70%以上得られるようにすること。	③　障害者の職場適応に関する支援の実施 職業安定機関等と密接に連携して知的障害者や精神障害者等の状況把握に努め、職場適応のために事業所における支援が必要な障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者、事業主等への支援を地域センターが自ら行うとともに、外部機関の協力を得て行うことにより、中期目標の期間中において13,000人以上(※1)の障害者を対象に事業を円滑に実施する。また、個々の障害者の特性及び職場環境に十分に配慮した個別の支援計画に基づき、75%以上(※2)の定着率を目指して、障害者の職場への適応・定着を促進する。 そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から職場適応を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。 (※参考1：平成15年度の予算における対象者は2,951人。4.5を乗じると約13,000人となる。) (※参考2：平成14年9月末日までに支援を終了した者の定着率　74.7%)	③　障害者の職場適応に関する支援の実施 職業安定機関等と密接に連携して知的障害者や精神障害者等の職場適応に関する支援ニーズの把握に努め、職場適応のために事業所における支援が必要な障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者、事業主等への支援を、地域センターが、自ら行うとともに、外部機関の協力を得て円滑に行う。 (平成16年度対象者数の目標：2,951人) また、個々の障害者の特性及び職場環境に十分に配慮した個別の支援計画に基づき支援を行うことにより、75%以上の定着率を目指す。 そして、ジョブコーチ支援事業を受けた者にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から職場適応を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにすること。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。 また、休職中の精神障害者の職場復帰を円滑にすすめるために、精神障害者及び事業主に対して専門的な支援を行う精神障害者職場復帰支援を6センターにおいて実施し、地域センターにおける支援ノウハウの蓄積を図る。	③　障害者の職場適応に関する支援の実施 イ　職場適応のために支援が必要な障害者に対する職場適応援助者（以下、「ジョブコーチ」という。）による支援 - 対象者数　2,960人 - 定着率　　83.0%（平成15年10月から平成16年9月に支援を終了した者（中止者含む）の支援終了後6ヶ月時点での定着率） - 支援計画に基づく支援 ○支援計画は、障害者、事業主双方の同意に基づき個別具体的に策定し、支援を実施した。 ○支援期間中においては、進捗状況に応じ支援計画を適宜見直す等のきめ細かな支援に努めた。 ○支援の実施に当たっては、事業所内のナチュラルサポートの形成と、地域の職業リハビリテーションネットワークの活用留意した。 - 支援体制の強化 ○協力機関型ジョブコーチの追加配置を行い、支援体制を強化した。 ○ジョブコーチ推進協議会（構成：協力機関、関係機関）を開催し、ケーススタディ、支援に必要な知識の付与、連携の在り方等事業実施に係る協力機関等との連携強化、支援内容の質的向上に努めた。 ○配置型ジョブコーチと協力機関型ジョブコーチがペアで支援を実施する等により協力機関に対して技術支援を行い、支援の質的向上に努めた。 ○ケース会議、ケーススタディを通じて効果的な支援内容、方法等に関するノウハウの蓄積に努めた。 - アンケート調査（回収数363件） 　職場適応を進める上で効果があった旨の回答割合　95.9% (資料22)
④　地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じて幅広く実施すること。	④　障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 地域センターにおいて、障害者の雇用管理に関する事項について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な相談、援助をこの中期目標期間中に延べ32,000事業所(※)に対して実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。 そして、助言その他の援助を受けた事業	④　障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 地域センターにおいて、職業安定機関が実施する雇用率達成指導等と連携しつつ、職業リハビリテーション専門機関の立場から、障害者の雇用管理に関する事項について、事業主に対する的確な相談、援助を積極的に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。 (平成16年度対象事業所数の目標：7,110事業所以上)	④　障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 イ　地域センターにおける事業主支援 ・公共職業安定所の行う雇用率達成指導との連携、ジョブコーチ支援事業の積極的な活用等により、事業主のニーズに応じた事業主支援計画に基づく体系的・継続的支援の実施等に努め、9,586事業所に専門的な支援を行った。 ・精神障害者の雇用及び職場適応についても「精神障害者職場復帰支援事業（リワーク事業）」を導入し、復職にかかる雇用管理方法等の助言・援助を行った。 ・アンケート調査（回収数317件） 　「障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった」旨の回答割合　94.9% 　(資料24)

	所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。 （※参考：平成10年度から12年度（平成13年度及び平成14年度については平成15年度以降行わない障害者雇用機会創出事業の影響があるため除く。）の3年間の対象事業所数（年平均）6,484事業所。1割増の目標としつつ、4.5を乗じると約32,000事業所となる。）	そして、助言その他の援助を受けた事業所にアンケートを実施し、有効回答のうち概ね70%以上から障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった旨の評価が得られるようにする。このため、効果がなかった旨の評価に対しては、自由回答欄の記載によりその原因等を把握する等により、より利用者の満足が得られる内容となるよう随時見直しを図る。 また、障害者雇用率達成指導の強化、除外率の段階的縮小等により、事業主の障害者雇用の取組に対するさらなる支援が必要とされることから、東京及び大阪センターでの企業に対する体系的な支援の試行実施を通じて、支援の技法等の取りまとめを行う。	ロ 企業に対する体系的支援 - 企業に対する体系的支援パイロット事業を継続実施し、東京センター及び大阪センターにおいて事業主に対して体系的、継続的支援を実施するとともに、プロジェクト委員会において事例等の分析を行い、効果的な支援方法等の取りまとめを行った。 - 企業の支援ニーズに応じて、障害者雇用に係る提案書を提出する等による企業コンサルティングに取組んだ。 - 除外率の見直し対象業種に対する体系的支援に取組んだ。
			(資料25)

評価の視点	自己評価	A	評価	A
	(理由及び特記事項)		(理由及び特記事項)	
第2-7-① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーション計画の策定				
・職業リハビリテーションサービスの実施について、サービス対象者数22,230人を達成したか。	・公共職業安定所との連携、職業リハビリテーションネットワークの積極的活用に努め、就職困難度の高い多様な種類の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等）24,017人にサービスを提供した。		・計画以上の成果を上げている。	
・的確なインフォームドコンセント（説明と同意）を実施していたか。	・インフォームドコンセント（説明と同意）の実施を徹底した。アンケート調査で 94.5 %の利用者からインフォームドコンセントに満足しているとの評価を得た。		・国全体にとって本機構が中心となって推進すべき事業であり、関係者の努力に敬意を表したい。	
第2-7-② 障害者の就労の可能性を高めるための支援の実施			・リハビリテーションサービス利用者数が目標を上回った。	
・次段階への移行率について、中期目標期間中に70%以上を達成することが可能な程度に推移していたか。	・指導カリキュラムの作成に当たって労働市場ニーズ等に対応した作業課題を設定するよう努めた結果、就職等の次の段階へ移行は 79.4 %であった。		・自立支援コースを拡大実施した。	
・職業リハビリテーションサービスについて、中期目標期間中においてその修了者の就職率が40%となることに資するため、内容の充実を図っていたか。	・職業準備支援事業等修了者の就職率の向上に資するため、指導カリキュラムにおいて、地域の状況に応じた運営、職業準備支援講座の内容の充実、幅広い職種での職場実習の設定等に努めた結果、修了者の就職率は 51.6 %（前年度比 7.6 ポイント増）であった。		・ジョブコーチ支援事業を適切に行い定着率を高めた。	
第2-7-③ 障害者の職場適応に関する支援の実施			・アンケート調査の自由記述分析を行った。	
・ジョブコーチ支援対象者数2,951人、定着率75%を達成したか。	・ジョブコーチ支援事業では、協力機関型ジョブコーチの追加配置、支援体制の強化、関係機関との連携強化等に努めた結果、2,960 人（前年度比 7.3 %増加）の対象者にサービスを提供した。また、支援の実施に際しては、特に事業所内のナチュラルサポートの形成と地域の職業リハビリテーションネットワークの活用に留意した結果、定着率は 83.0%（前年度比 6 ポイント上昇）の結果を得た。		・9,586 事業所に専門的支援、体系的支援のパイロット事業、リワーク事業を行った。	
・アンケート調査について、有効回答のうち概ね70%以上から職場適応を進める上で効果があった旨の評価が得られたか。	・アンケート調査で、95.9 %の対象者から、ジョブコーチによる支援が職場適応を進める上で「効果があった」(73.3 %)、「どちらかといえば効果があった」(22.6 %) の旨の評価を得た。		・就職率・定着率の成績、各種アンケート結果が良好である。	
・アンケート調査において提出された意見を適宜取り入れ、又は意見を参考として、改善策について検討していたか。	・アンケート調査の意見等を踏まえ、インフォームドコンセント（説明と同意）に基づく支援計画の策定の徹底を推進した。また、本部において取りまとめたアンケート調査の把握・分析結果について、地域センターにフィードバックを行った。		・ジョブコーチ事業は、かなり目に見える成果・貢献を障害者の方に提供している。	
			・支援の手法を若年者（ニート）サポートに応用するよう働きかけて欲しい	
			・障害者側、企業側のいずれに対しても、きめ細かくかつ体系的なリハビリテーション業務の立案・実施、あるいは体系的な支援体制を敷き、それぞれに一定の満足度を達成していることは評価できる。	
			・業務全般に関する実態の統計的な把握、評価データの採取などについてへ一定の水準を達成していると評価できる。また、自由記述の分析など、質的な情報も有効に活用している点は評価できる。	
			・ジョブコーチの質量の確保が進んでいる。	
			・アンケートの実施及びその分析を評価する。	

第2 7 (1) ④ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 ・相談・援助等を行った事業所数について、7,110事業所を達成したか。	・9,586 事業所（前年度比 7.8 %増加）に対し専門的な支援を行った。具体的には、公共職業安定所の行う雇用率達成指導との連携、ジョブコーチ支援事業の積極的な活用、東京及び大阪センターにおける「体系的支援」の実施（企業に対するコンサルテーションの実施）、並びに北海道、東京、愛知、大阪、広島及び福岡センターにおける「精神障害者職場復帰支援事業（リワーク事業）」による復職にかかる雇用管理方法等の助言・援助などが上げられる。 ・アンケート調査では、94.9 %の事業主から「障害者の雇用管理の改善を進める上で効果があった」（68.9 %）、「どちらかといえば効果があった」（26.0 %）との評価を得た。 ・アンケート調査の意見等を踏まえ、家族に対してケース会議等への出席を求める等により、事業主と家族の関係構築に努めた。また、本部において取りまとめたアンケート調査の把握・分析結果について、地域センターにフィードバックを行った。
---	--